

雇児総発 0412 第 1 号
平成 24 年 4 月 12 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部 (局) 長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待への対応における警察との連携の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、これまでも、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護といった児童虐待防止のための各段階の施策を推進し、子どもや保護者に対する切れ目のない支援を実施してきたところである。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成 2 年度から一貫して増加し続けており、平成 22 年度には、56,384 件 (福島県を除く。) に及び、また、児童相談所をはじめとする関係機関の関わりがあつたにもかかわらず、虐待により子どもが死亡する等の痛ましい事案も発生するなど、児童虐待の問題は極めて憂慮すべき状況にある。

児童虐待事案については、虐待対応の中核を担う児童相談所が関係機関と緊密な連携を図り、子どもの安全確保を最優先に対応することが重要である。このため、今般、子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するため、下記の事項を定めたので、ご了知いただくとともに、管内の児童相談所及び市町村並びに関係機関等への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

また、別添のとおり、警察庁から都道府県警察に対し、「児童虐待への対応における取組の強化について」 (平成 24 年 4 月 12 日付け警察庁丁少発第 55 号ほか) が発出されていることを申し添える。

記

1 警察との連携の強化

(1) 個別事案における連携

児童相談所は、警察から通告がなされた事案に関しては、通告受理後の対応について警察へ情報提供するとともに、警察が得た新たな情報の提供を求めるなど、当該事案の対応が円滑に行われるよう、相互に積極的な情報交換を行うことを求めてきたところである。

しかし、児童相談所における児童虐待相談対応の増加や警察等からの通告の増加に

伴い、これらの情報交換が十分になされていないことが危惧される。

このため、児童相談所と警察との情報交換については、改めて都道府県等児童福祉担当部局と都道府県警察本部少年警察部門において協議を行い、必要に応じ書面で取り決めするなどして、警察からの通告受理後の対応（「一時保護」「在宅で対応中」等）のほか、その後の対応の変化（「一時保護解除」「施設入所」等）についての情報を適切に提供する体制を整えられたい。

なお、警察からの通告事案のほか、援助要請を行った事案についても、その後の連携した対応に資するよう、同様に取り扱うものとする。

これらの情報交換について、都道府県警察と協議済みである場合であっても、円滑な運用を図る観点から、必要に応じて、取り決め事項の点検や見直しについて検討すること。

また、通告受理後に在宅での対応（一時保護の解除後を含む。）としている事案については、状況が急変、悪化する場合もあることから、警察から当該子どもの状況変化に関する新たな情報提供がなされた場合には、目視による子どもの安全確認及び再アセスメントを行うことを徹底すること。なお、情報提供を受けた後、引き続き在宅で対応する場合には、定期的に安全を確認するとともに、警察との情報交換を行うこと。

(2) 平素からの連携

ア 研修等における相互協力の推進

都道府県等が、児童相談所職員の対応能力の向上を図るために実施する子どもの安全確認や立入調査、臨検・捜索等に関する研修については、都道府県警察へ協力を依頼し、警察官等を講師に招いて行うほか、都道府県警察との合同により、実際の対応事案等を踏まえた具体的事例を想定してのロールプレイ方式等によるなどして実践的に行うこと。臨検・捜索の請求手続等に関する研修についても、都道府県警察の協力を得て行うことが効果的である。

また、児童相談所と警察の相互理解を深めるため、児童相談所の業務や児童相談所の立場からの虐待対応等の基本的事項についても、警察職員への説明の機会を積極的に持つなどして、平素より関係の構築に努めること。

イ 警察職員等の知見の活用

児童相談所では、虐待対応の場面において警察実務の経験に基づく知見が有効であることも多いことから、都道府県警察との協議により、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」を活用した警察官OB等の非常勤職員採用を進めること。

なお、本件については、警察庁から都道府県警察に対し、「厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について」（平成20年4月21日付け警察庁丁少発第102号）が発出されているので参考とされたい。

また、現職警察官に係る警察との人事交流についても、地域の実情に応じて検討し、都道府県警察に相談すること。

ウ 施設移転に際しての配慮

児童相談所等に移転する場合には、関係機関との連携促進という視点も考慮に入

れ、子どもを非行や犯罪被害から守る活動等を行い、児童虐待の対応においても密接に関連する警察施設である少年サポートセンター等と同一施設への移転を検討するなど、立地面からも警察との円滑な連携に資するよう配慮すること。

2 児童の安全確認・安全確保の徹底

児童虐待への対応に関しては、児童相談所等の関与がありながら子どもを救えなかったという事態が決して生じないように、今一度基本に立ち返り、通告時における目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、子ども本人及び虐待者本人との面接を含めた家族全体のアセスメントの実施を徹底し、子どもの安全を守ることを最優先とした対応を行うこと。

その際、子どもの安全確認や安全確保に万全を期する観点から、必要があると認める場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第10条に基づく援助要請を適切に行い、警察と連携して対応すること。

3 要保護児童対策地域協議会における連携の促進

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報や要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこととされており、個別の事案について、子どもに関係する広範な機関の衆知を集め、適切な対応を検討することが必要であることから、要保護児童対策地域協議会の構成員として警察の参画を求め、個別ケース検討会議等における警察との情報交換、意見交換を積極的に行うこと。

(別 添)

原 議 保 存 期 間 1 0 年 (平成34年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
警 視 庁 地 域 部 長
警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
各管区警察局広域調整担当部長
(参 考 送 付 先)
警察大学校生活安全教養部長
警察大学校地域教養部長
警察大学校刑事教養部長

警 察 庁 丁 少 発 第 5 5 号
警 察 庁 丁 生 企 発 第 1 6 5 号
警 察 庁 丁 地 発 第 8 7 号
警 察 庁 丁 刑 企 発 第 5 8 号
警 察 庁 丁 捜 一 発 第 5 4 号
平成 2 4 年 4 月 1 2 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 少 年 課 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 地 域 課 長
警 察 庁 刑 事 局 刑 事 企 画 課 長
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

児童虐待への対応における取組の強化について（通達）

児童虐待への対応については、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（平成18年9月26日付け警察庁丙少発第38号ほか）等に基づき、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、適切な対応に努めているところであるが、平成23年の児童虐待の検挙件数、検挙人員及び被害児童数はいずれも統計を取り始めた平成11年以降で最多を記録したほか、残念ながら、関係機関の事前関与がありながら児童が死に至る事案も発生するなど、児童虐待問題は極めて厳しい状況にある。

こうした昨今の厳しい状況を踏まえ、警察としては、関係部門相互間の連携強化はもとより、関係機関と緊密な連携を保ちながら、一層積極的に必要な措置を講じていく必要がある、中でも、児童虐待対策の中核である児童相談所との連携は極めて重要である。児童相談所等には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）において各種権限が付与されており、発生予防から、早期発見、早期対応、保護・支援に至るまで総合的な対策が講じられているが、児童虐待対策は社会全体で取り組むべき重要な課題であることから、これまでも関係機関が連携して、それぞれの業務の特性や専門性等を活かしつつ、情報交換や支援への協力などの取組が推進されているところである。

そこで、各都道府県警察にあっては、児童相談所との一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、警察部内における的確な対応を徹底するため、下記のとおり児童虐待への対応における取組の強化を推進されたい。

なお、本通達は、長官官房人事課及び厚生労働省と協議済みであり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長からも別添の通知が発出されているので申し添える。

記

1 児童相談所との連携の強化

(1) 児童相談所との個別事案における連携の強化

被害児童の安全を確保するためには、関係機関が把握している個別具体的な情報を共有し、衆知を集めた対応の検討を行うことが重要である。こうした観点から、警察からの通告後の児童の状況に関する児童相談所との緊密な情報交換は、以後の対応における連携を円滑にするためにも極めて有効であるが、児童相談所の相談対応の増加や警察からの通告の増加に伴い情報交換が円滑になされているか懸念されるところである。

したがって、都道府県警察本部と都道府県等の児童福祉担当部局との間で児童通告後の情報連絡の在り方について協議を行い、必要に応じて、書面で行き決めなどした上、「一時保護」、「在宅で対応中」等の対応結果及びその後の「一時保護解除」、「施設入所」等の状況変化についての情報を確実に把握できるようにすること。援助要請に対応した事案についても同様の取扱いとすること。

また、引き続き被害児童を保護者が監護している場合（一時保護が解除された場合を含む。）には、当該児童に関して少年警察部門に集約された各種情報に照らして危険度の判断を行い、再被害のおそれが認められるときは、児童相談所へ情報提供するとともに、その危険度に応じた頻度を設定するなどして、定期的に児童の安全が確保されているか情報交換を行うこと。

なお、既に協議済みの都道府県警察にあっては、円滑な運用がなされているか点検を行うとともに、必要に応じて取決めの見直しを検討すること。

(2) 児童相談所との平素からの連携の強化

ア 児童相談所における研修への積極的な協力

児童相談所が行う立入調査や臨検・捜索に関する令状請求事務等に関する研修への警察官の派遣協力は、児童相談所の安全確認業務の向上のみならず、警察と児童相談所との相互理解の関係構築にも有効であることから、研修への派遣要請については積極的に協力すること。

なお、立入調査や臨検・捜索の合同研修等に当たっては、事例を設定したロールプレイ方式を採り入れるなど、実効が上がるよう工夫すること。

イ 人事交流の推進

児童相談所への警察官OBの配置等人事交流は、警察実務の経験が生かされるとともに、児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との相互理解や円滑な連携を促進するための有効な方策の一つと認められる。

このため、警察としては、警察官OB等が児童相談所の非常勤職員として採用されることによる連携強化を目的とした厚生労働省所管の「児童虐待防止対策支援事業」に引き続き協力していくこととしていることから（「厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について」（平成20年4月21日付け警察庁丁少発第102号））、都道府県の児童福祉担当部局から相談があった場合等には積極的に協議を行うとともに、現役職員の派遣についても、必要性が認められる場合には検討を行うこと。

さらに、既に実施している都道府県警察にあっては、児童相談所に採用等されている職員の協力を得て、部内教養により児童相談所の業務や現状等についての理解促進を図るなど、人事交流のメリットを組織として活かすこと。

また、管区警察局にあっては、管区単位での同様の検討会等の開催に配慮すること。

ウ 少年サポートセンターの移転に関する配慮

各都道府県警察の少年サポートセンターについては、少年や保護者等の心情に配慮して警察施設以外の場所への設置が進められているが、関係機関との緊密な連携という観点から児童相談所と同一施設内に設置し、被害児童の早期発見や継続支援に効果を上げているところもある。したがって、今後、少年サポートセンターの移転を検討する場合は、児童相談所との円滑な連携を推進する観点から同一施設内で設置することにも配慮すること。

2 警察組織としての的確な対応の徹底

(1) 児童の安全の直接確認の徹底

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のためには、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応をとることが不可欠であることから、児童の泣き声等虐待が疑われる情報を覚知した場合は、発生場所を特定して警察職員が児童の安全を直接確認するため、現場臨場、付近住民への聞き込み、警察が保有する各種情報の照会、関係機関に対する関連情報の照会等を含め、最大限の措置を講ずること。

(2) 迅速適確な事件化判断と捜査体制の確立

児童虐待の端緒を得た場合には、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出保護するため、事案の緊急性・重大性を迅速に検討し、事件化の可否及び要否を適確に判断しなければならないが、事案によっては、表見的事実からは比較的軽微な罪状しか認められず、事件として取り扱うべきか否かの判断が容易でない場合も少なくない。そこで、当該判断を適確に行うため、警察署長から当該事案に係る補佐を命ぜられた警察署の刑事課長は、少年警察部門と緊密に連携を図るとともに、刑事部捜査第一課又は捜査指導担当課（以下「事件担当課」という。）に対して擬律判断等に係る報告、相談等を積極的に行い、事件担当課の担当警視から指導・助言を受けること。

また、事件として取り扱うべきと判断された事案については、可能な限り速やかに所要の捜査を行って児童を救出保護する必要があることから、事件担当課の担当警視は、当該警察署に捜査員の派遣を行うなどの支援を行うとともに、必要な場合には、刑事部内の捜査員の派遣について調整するなど、迅速な捜査体制の確立を図ること。

(3) 児童虐待の早期発見等に関する教養の徹底

被害児童を早期に発見・救出するためには、虐待が疑われる現場への臨場時、非行少年等の補導時、被害少年・家出少年・迷子の保護時、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力事案の認知時等を始め、各種の警察活動の場面におい

て、入手した情報が児童虐待につながり得るものであることを敏感に察知して、迅速に対処する必要がある。このため、全ての警察職員が児童の身体所見、生活環境、保護者や児童の様子等から児童虐待の可能性を敏感に察知できるよう、「児童虐待対応マニュアル」（「児童虐待への対応の徹底及び児童虐待対応マニュアルの配布について」（平成20年4月2日付け警察庁丁少発第86号ほか））を活用するなどして教養を徹底すること。

また、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底や少年警察部門への情報の集約についても教養を徹底すること。

(4) 危険度・緊急度の的確な判断及び情報の共有

各種警察活動に際して把握した児童虐待に係るあらゆる情報について少年警察部門に集約することとされているところであるが、少年警察部門においては、集約した情報を被害児童ごとに整理するとともに、新たな情報の認知の都度、全ての情報を総合的に分析し、危険度や緊急度の判断を的確に行うこと。この際、必要な場合には、児童相談所への通告や立入調査等の働きかけを迅速に行うこと。

また、直ちに児童通告等を行う程度には至っていなくても、危険度や緊急度が比較的高いと判断される場合には、通報への初動対応等に資するよう、地域警察部門等の関係部門に必要な情報を提供すること。あわせて、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との情報共有に配慮すること。

なお、児童通告を行う場合には、通告に係る児童の保護者に対し児童相談所へ通告する旨を説明しておくなど、引き続き行われる児童相談所による対応についても配慮すること。

(5) 児童虐待事案の対象者が転居した場合の措置

警察署長は、児童虐待事案（児童虐待が疑われる事案を含む。）の対象者が管内から転居したことを知った場合は、転居先を管轄する警察署長（他の都道府県警察の場合は、都道府県警察本部経由）に対し、当該児童に関する必要な情報を提供すること。情報提供を受けた警察署においては、危険度・緊急度に応じて、児童相談所と連携して安全確認を実施するなど必要な措置を講ずること。